

技術評価報告書

申込者： 第一高周波工業 株式会社 代表取締役社長 平山鋼太郎
東京都中央区日本橋馬喰町 1-6-2 吉野第一ビル 4階

技術名称： Tヘッド定着工法 RCS 混合構造設計指針(2026年)

当法人「建築構造技術審議委員会」において慎重審議の結果、2026年3月11日付けの技術評価書(SABTEC 評価 24-04R1)の通り、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、本技術は妥当なものであると判断されたことを報告する。

2026年3月11日

一般社団法人
建築構造技術支援機構
代表理事 益尾 潔

建築構造技術審議委員会

委員長	窪田敏行	近畿大学	名誉教授
副委員長	田才 晃	横浜国立大学	名誉教授
委員	磯 雅人	福井大学大学院工学研究科	教授
〃	岸本一蔵	近畿大学建築学部建築学科	教授
〃	田中 剛	神戸大学大学院工学研究科	教授
〃	都祭弘幸	福山大学工学部建築学科	教授
〃	三谷 勲	神戸大学	名誉教授

RCS 混合構造設計指針 専門部会

主査	田中 剛	神戸大学大学院工学研究科	教授
委員	都祭弘幸	福山大学工学部建築学科	教授



技術評価書

申込者：第一高周波工業 株式会社 代表取締役社長 平山鋼太郎
東京都中央区日本橋馬喰町1-6-2 吉野第一ビル 4階

技術名称： Tヘッド定着工法 RCS 混合構造設計指針(2026年)

技術概要： SABTEC 技術評価 23-02R1 の Tヘッド定着工法 RC 構造設計指針(2025年)では、柱主筋外定着方式の L形接合部実験を基に、柱主筋外定着方式編を適用範囲とし、定着部拘束筋を採用している。RCS 混合構造設計指針の柱 RC 梁 S 接合部・柱 SRC 梁 S 接合部編、鉄骨露出柱脚・基礎梁主筋定着部編、鉄骨根巻き柱脚・基礎梁主筋定着部編は、定着部拘束筋と同様の抵抗機構を発現している。

これらより、SABTEC 技術評価 24-04(2024年12月24日)は、Tヘッド定着工法 RCS 混合構造設計指針(2025年)を発効している。また、2026年版の SABTEC 評価 24-04R1(2026年3月11日)は、鉄骨露出柱脚・基礎梁主筋定着部編3章(2)柱型部配筋詳細の構造規定(a)アンカーボルトを改定し、併せて基礎梁主筋定着部は第三者機関の技術評価を取得した杭頭工法を適用した場合、基礎梁下端筋を機械式直線定着としてもよいとしている。

本委員会は、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、下記の通り、本技術は妥当なものであると判断した。

2026年3月11日

一般社団法人
建築構造技術支援機構
建築構造技術審議委員会
委員長 窪田 敏行

記

評価方法： 申込者提出の下記資料によって、技術評価を行った。
Tヘッド定着工法 RCS 混合構造設計指針(2026年)
この資料には、本技術の目標性能達成の妥当性を確認した技術資料がまとめられている。この資料のほかに、関連資料が提出されている。

評価内容： 申込者提案の Tヘッド工法鉄筋を用いた異形鉄筋定着部は、設計で保証すべき長期荷重時、短期荷重時および終局耐力時の要求性能を満足すると判断される。

技術評価内容

申込者

第一高周波工業 株式会社
代表取締役社長 平山鋼太郎
東京都中央区日本橋馬喰町 1-6-2 吉野第一ビル 4 階

技術名称

Tヘッド定着工法 RCS 混合構造設計指針(2026年)

適用範囲

- 建築物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造およびそのプレキャストコンクリート造
ならびに柱 RC 梁 S 混合構造、柱 SRC 梁 S 混合構造、
鉄骨柱脚と接続する鉄筋コンクリート造
- 使用材料 コンクリートの設計基準強度： 21 N/mm² 以上、かつ、60 N/mm² 以下
鉄筋：(種類) SD295、SD345、SD390、SD490
(呼び名) D13～D41
- 適用箇所 柱梁接合部への大梁主筋の定着、柱梁接合部および基礎への柱主筋の定着、
鉄骨柱脚と接続する柱型部への基礎梁主筋およびアンカーボルトの定着

技術評価の主な審議事項

今回の技術評価では、Tヘッド定着工法 RCS 混合構造設計指針(2026年)で改定した鉄骨露出柱脚・基礎梁主筋定着部編の妥当性について、審議が行われた。

技術評価の経過

2025年12月15日開催の第69回建築構造技術審議委員会(以下、本委員会と略記する)において、申込者提出の技術資料について検討し、詳細検討は、専門部会を設けて行うこととした。専門部会では、本委員会での指摘事項を踏まえて修正された技術資料について、慎重に審議を行い、結果を2026年3月11日開催の第70回建築構造技術審議委員会に報告した。

建築構造技術審議委員会では、申込者提出の技術資料について慎重に審議を行い、本技術は妥当なものであると判断した。

以上